

第 5441 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月 4日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 新たな会社役員賠償責任保険の保険料の取扱い

Q：新たな会社役員賠償責任保険の保険料の取扱いが明らかにされたとか。どのようになったのですか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

さきごろ、経済産業省の研究会において、会社が利益相反の問題を解消するため、次の手続を行った場合には、会社が株主代表訴訟敗訴時担保部分に係る保険料を会社法上適法に負担することができるとの解釈が示されました。

- ①取締役会の承認
- ②社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得

そうなりますと、株主代表訴訟敗訴時担保部分を特約として区分する必要性がなくなることから、普通保険約款等において株主代表訴訟敗訴時担保部分を免責する旨の条項を設けない新たな会社役員賠償責任保険の販売が想定されるとして、経済産業省から国税庁に保険料の取扱いについて照会がされました。

それによりますと、次のように取り扱うこととされています。

- ①新たな会社役員賠償責任保険の保険料を会社法上適法に負担した場合には、役員個人に対する給与課税を行う必要はありません。
- ②上記①以外の会社役員賠償責任保険の保険料を会社が負担した場合には、従前の取扱いのとおり、役員個人に対する給与課税を行う必要があります。

